

「現場技術委託業務にかかる要領等の一部改正について」 現場技術委託業務要領 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">現場技術委託業務要領</p> <p>第1 趣旨 この要領は、現場技術委託業務を行うために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2 目的 現場技術委託業務は、高知県林業振興・環境部（以下「県」という。）が発注する治山林道工事の品質を確保する観点から、現場における施工の監督、検査を徹底する体制を確保するために、管理技術者及び現場技術員を配置して監督業務の強化を図ることを目的とする。</p> <p>第3 業務内容 現場技術委託業務は、受託者が監督職員の指示を受けて、現場技術委託業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に掲げる業務に従事する。</p> <p>第4 委託の範囲 委託する現場技術業務の範囲は次のとおりとする。 (1)～(3) 「略」 (4) その他、共通仕様書に掲げる業務</p> <p>第5 委託対象 委託対象工事は次のとおりとする。 (1)～(3) 「略」 (4) その他必要と認められる工事</p> <p>第6 委託先 委託先は次のとおりとする。 一般社団法人 高知県山林協会</p> <p>第7 委託費の積算 委託費の積算は次のとおりとする。 (1) 「略」</p>	<p style="text-align: center;">現場技術委託業務要領</p> <p><u>(趣旨)</u> 第1条 この要領は、現場技術委託業務を行うために必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(目的)</u> 第2条 現場技術委託業務は、高知県林業振興・環境部が発注する森林整備工事の品質を確保する観点から、現場における施工の監督、検査を徹底する体制を確保するために、管理技術者及び現場技術員を配置して監督業務の強化を図ることを目的とする。</p> <p><u>(業務内容)</u> 第3条 現場技術委託業務は、受託者が、監督職員の指示を受けて、現場技術委託業務共通仕様書に掲げる業務に従事する。</p> <p><u>(委託の範囲)</u> 第4条 委託する現場技術業務の範囲は次のとおりとする。 (1)～(3) 「略」 (4) その他、現場技術委託業務共通仕様書に掲げる業務</p> <p><u>(委託対象)</u> 第5条 委託対象工事は次のとおりとする。 (1)～(3) 「略」 (4) その他必要と認められる工事。</p> <p><u>(委託先)</u> 第6条 委託先は次のとおりとする。 一般社団法人 高知県山林協会</p> <p><u>(積算)</u> 第7条 委託費の積算は次のとおりとする。 (1) 「略」</p>

新	旧
<p>(2) 従事日数は工事ごとの<u>標準工期とし、余裕期間は含めないものとする。</u></p> <p>(3) 1箇所の工事現場は週1回<u>(4回/月)</u>の現場業務を標準とするが、<u>設計内容、現場条件、既往実績等により増減できるものとする。</u></p> <p>(4)～(5) 「略」</p> <p>(6) 直接人件費 ア 現場技術員 現場技術者は技術員を適用し、次により人役を算出し計上する。 <u>(ア)</u> 1工事現場当り標準現場技術業務回数 現場技術業務回数＝標準工期÷30日(1ヶ月)×4回 <u>(イ)</u> 治山工事の場合・・・1回/3箇所 人役＝現場技術業務回数/3 <u>(ウ)</u> 林道工事の場合・・・1回/2箇所 人役＝現場技術業務回数/2 イ～エ 「略」</p> <p>(7) 直接経費 <u>ア</u> 事務用品費 (中略) <u>イ</u> 旅費交通費 (中略)</p> <p>(8)～(14) 「略」</p>	<p>(2) 従事日数は工事ごとに<u>標準工期により積算する。</u></p> <p>(3) 1箇所の工事現場は週1回の現場業務を標準とする。<u>(4回/月)</u></p> <p>(4)～(5) 「略」</p> <p>(6) 直接人件費 ア 現場技術員 現場技術者は、技術員を適用し次により人役を算出し計上する。 ① 1工事現場当り標準現場技術業務回数 現場技術業務回数＝標準工期÷30日(1ヶ月)×4回 ② 治山工事の場合・・・1回/3箇所 人役＝現場技術業務回数/3 ③ 林道工事の場合・・・1回/2箇所 人役＝現場技術業務回数/2 イ～エ 「略」</p> <p>(7) 直接経費 ① 事務用品費 (中略) ② 旅費交通費 (中略)</p> <p>(8)～(14) 「略」</p>
<p><u>第8 事前協議</u></p> <p>県は第7による委託費の積算後、現場技術委託業務契約の締結前に委託先と契約内容について事前協議を行うものとし、その内容は次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 県は委託業務契約書及び現場技術委託業務調書を作成添付の上、別記第1号様式により事前協議を行うものとする。</u></p> <p><u>(2) 受託者は、事前協議内容を確認し異議がない場合は、別記第2号様式による承諾書と委託業務契約書2部に押印したものを県へ提出しなければならない。また、異議のある場合は県へ異議申立書(任意様式)を提出し再協議を行うものとする。</u></p> <p><u>(3) 県は異議申立書の提出を受けた時は、積算内容等について見直した上で第1号様式による事前協議を再度行うものとする。</u></p>	<p><u>(追加)</u></p>

新	旧
<p data-bbox="188 199 1093 228"><u>(4) 県は承諾書の提出を受け、現場技術委託業務契約の締結を行うものとする。</u></p> <p data-bbox="174 277 353 306">第9 設計変更</p> <p data-bbox="219 316 752 344">委託費の変更処理については次のとおりとする。</p> <p data-bbox="197 354 555 383">特別な場合を除き変更はしない。</p> <p data-bbox="174 432 232 461">付則</p> <p data-bbox="201 470 707 499">この要領は平成21年4月1日から施行する。</p> <p data-bbox="201 509 707 537">この要領は平成21年6月10日から施行する。</p> <p data-bbox="201 547 707 576">この要領は平成22年4月1日から施行する。</p> <p data-bbox="201 585 707 614">この要領は平成24年4月1日から施行する。</p> <p data-bbox="201 624 707 652">この要領は平成24年7月18日から施行する。</p> <p data-bbox="201 662 707 691">この要領は平成26年7月1日から施行する。</p> <p data-bbox="201 700 707 729">この要領は平成27年7月1日から施行する。</p> <p data-bbox="201 738 707 767">この要領は令和3年4月1日から施行する。</p> <p data-bbox="201 777 721 805"><u>この要領は令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1155 277 1290 306"><u>(設計変更)</u></p> <p data-bbox="1142 316 1778 344">第8条 委託費の変更処理については次のとおりとする。</p> <p data-bbox="1142 354 1500 383">特別な場合を除き変更はしない。</p> <p data-bbox="1142 432 1200 461">付則</p> <p data-bbox="1146 470 1653 499">この要領は平成21年4月1日から施行する。</p> <p data-bbox="1146 509 1653 537">この要領は平成21年6月10日から施行する。</p> <p data-bbox="1146 547 1653 576">この要領は平成22年4月1日から施行する。</p> <p data-bbox="1146 585 1653 614">この要領は平成24年4月1日から施行する。</p> <p data-bbox="1146 624 1653 652">この要領は平成24年7月18日から施行する。</p> <p data-bbox="1146 662 1653 691">この要領は平成26年7月1日から施行する。</p> <p data-bbox="1146 700 1653 729">この要領は平成27年7月1日から施行する。</p> <p data-bbox="1146 738 1653 767">この要領は令和3年4月1日から施行する。</p>

新	旧
<p>別記 <u>第1号様式(第8の(1)関係)</u></p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>受託者 あて</p> <p style="text-align: right;">所 長</p> <p style="text-align: center;"><u>年度現場技術委託業務の委託について(協議)</u></p> <p><u>このことについて、別添「委託業務契約書」のとおり、現場技術委託業務契約を締結したいので協議します。</u></p> <p><u>委託業務内容については、別紙「現場技術委託業務調書」をご確認いただき、異議がない場合は、承諾書と併せ現場技術委託業務契約書2部に押印の上、提出をお願いします。</u></p> <p><u>なお、異議のある場合はその内容を明記した異議申立書の提出をお願いします。</u></p>	<p><u>(追加)</u></p>

新

旧

別紙

(追加)

現場技術委託業務調書

〇〇 林業事務所

委託業務名	〇〇〇〇工事現場技術委託業務		監督員	職名	氏名	
委託番号	〇〇第〇〇-〇号		総括監督員	次長	〇〇 〇〇	
履行期間	自 〇年 〇月 〇日	至 〇年 〇月 〇日	専任監督員	森林土木課長	〇〇 〇〇	
委託開始日	〇年 〇月 〇日		主任監督員	チーフ(第〇地区担当)	〇〇 〇〇	
対象工事			工事監督員	主幹	〇〇 〇〇	
対象工事名	〇〇	〇〇〇〇工事	工事副監督員	主査	〇〇 〇〇	
工事番号	〇〇第 〇号		工事副監督員	技師	〇〇 〇〇	
工事場所	〇〇郡	〇〇町	〇〇			
工期	自 〇年 〇月 〇日	至 〇年 〇月 〇日				
業種	(株)〇〇建設					
費目・細別等		内 容	数量	単価	金額	
業務原価	直接原価	従事日数		日		
		技術員		人・日	人・日 =	
		管理技術者(技師A)		人	人 =	
		計			=	
	直接経費	事務用品費	直接人件費 × 0.5 / 100			=
		旅費交通費(往復距離km)	km × 2 / 3 × 回数	km	km 単位 円	=
		その他原価	(直接人件費) × α / (1 - α)	α = 0.25 (25%)	33.33 %	=
一般管理費等	一般管理費	(業務原価) × β / (1 - β)	β = 0.35 (35%)	53.85 %	=	
業務価格			(万円未満切り捨て)		=	
消費税			10%		=	
委託料					=	

新	旧
<p data-bbox="174 236 548 268"><u>第2号様式(第8の(2)関係)</u></p> <p data-bbox="965 432 1093 464">年 月 日</p> <p data-bbox="174 512 526 544"><u>高知県〇〇林業事務所長 へ</u></p> <p data-bbox="819 587 996 619">受託者名 印</p> <p data-bbox="584 667 716 699"><u>承 諾 書</u></p> <p data-bbox="174 746 1122 815"><u>〇年〇月〇日付け〇高〇林第〇号で協議のあった〇年度現場技術委託業務の委託内容については、異議ありません。</u></p>	<p data-bbox="1155 236 1243 268"><u>(追加)</u></p>